

監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正について

2025 年 7 月 17 日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 600	監査基準報告書 600
グループ監査における特別な考慮事項 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 29 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《8. 構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価》 45. グループ監査人は、構成単位の監査人に対して、グループ監査に関するグループ監査人の結論に 関連する事項についてコミュニケーションを行うよう要請しなければならない。コミュニケーショ ンを行う事項には、以下を含めなければならない (A144 項参照)。 (省 略) (10) グループ監査に関連する、又は構成単位の監査人がグループ監査人の注意を喚起することが 適切であると判断するその他の事項 (構成単位の監査人が構成単位の経営者から入手した経営者	グループ監査における特別な考慮事項 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 29 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《8. 構成単位の監査人とのコミュニケーション及びその作業の妥当性の評価》 45. グループ監査人は、構成単位の監査人に対して、グループ監査に関するグループ監査人の結論に 関連する事項についてコミュニケーションを行うよう要請しなければならない。コミュニケーショ ンを行う事項には、以下を含めなければならない (A144 項参照)。 (省 略) (10) グループ監査に関連する、又は構成単位の監査人がグループ監査人の注意を喚起することが 適切であると判断するその他の事項 (構成単位の監査人が構成単位の経営者から入手した経営者

新	旧
確認書に記載された事項のうち、特に<u>グループ監査人</u>の注意を喚起したい例外的な事項を含む。） (省 略) 《12. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 《(1) グループ経営者とのコミュニケーション》 (省 略) 56. 構成単位の監査人は、法令又はその他の理由によって、グループの一部を構成する企業又は事業単位の財務諸表に対して監査意見を表明することを要求される場合がある。企業又は事業単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で、企業又は事業単位の経営者が把握していない可能性がある事項にグループ監査人が気付いた場合、グループ監査人は、当該事項を企業又は事業単位の経営者に伝達するようグループ経営者に依頼しなければならない。グループ経営者が当該事項を企業又は事業単位の経営者に伝達することを拒否した場合、グループ監査人は、グループ・ガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議しなければならない。これらによっても解決しない場合、グループ監査人は、法律上の、及び専門家としての<u>秘密保持</u>に従った上で、構成単位の監査人に対して当該事項が解決するまでは企業又は事業単位の財務諸表に対する監査報告書を発行しないように助言するかどうかを検討しなければならない（A161 項及び A162 項参照）。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《14. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 《(1) グループ経営者とのコミュニケーション》（第 54 項から第 56 項参照） (省 略) A161. グループ経営者は、重要かつ慎重な取扱いを期する情報について、<u>秘密</u>を保持することが必要な場合がある。構成単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるが、構成単位の経営者が把握していない事項の例としては、以下のものがある。 ・ 訴訟の可能性 ・ 重要な事業資産の廃棄計画 ・ 後発事象 ・ 重要な契約 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）	確認書に記載された事項のうち、特に<u>グループ監査チーム</u>の注意を喚起したい例外的な事項を含む。） (省 略) 《12. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 《(1) グループ経営者とのコミュニケーション》 (省 略) 56. 構成単位の監査人は、法令又はその他の理由によって、グループの一部を構成する企業又は事業単位の財務諸表に対して監査意見を表明することを要求される場合がある。企業又は事業単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で、企業又は事業単位の経営者が把握していない可能性がある事項にグループ監査人が気付いた場合、グループ監査人は、当該事項を企業又は事業単位の経営者に伝達するようグループ経営者に依頼しなければならない。グループ経営者が当該事項を企業又は事業単位の経営者に伝達することを拒否した場合、グループ監査人は、グループ・ガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議しなければならない。これらによっても解決しない場合、グループ監査人は、法律上の、及び専門家としての<u>守秘義務</u>に従った上で、構成単位の監査人に対して当該事項が解決するまでは企業又は事業単位の財務諸表に対する監査報告書を発行しないように助言するかどうかを検討しなければならない（A161 項及び A162 項参照）。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《14. グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション》 《(1) グループ経営者とのコミュニケーション》（第 54 項から第 56 項参照） (省 略) A161. グループ経営者は、重要かつ慎重な取扱いを期する情報について、<u>機密</u>を保持することが必要な場合がある。構成単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるが、構成単位の経営者が把握していない事項の例としては、以下のものがある。 ・ 訴訟の可能性 ・ 重要な事業資産の廃棄計画 ・ 後発事象 ・ 重要な契約 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）

新	旧
連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている <u>(注)</u>。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略) (注) 社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。 《付録2 グループの内部統制システムの理解》(A88 項参照) (省 略) 《付録3 グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある事象又は状況の例》(A112 項参照) (省 略) 以 上	連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略) (新 設) 《付録2 グループの内部統制システムの理解》(A88 項参照) (省 略) 《付録3 グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のある事象又は状況の例》(A112 項参照) (省 略) 以 上

以 上